

山梨県公報

第千六百八十一号

平成十八年

七月十日

月 曜 日

目 次

道路の区域変更	五一九
道路の供用開始	五一九
建築基準法に基づく道路位置指定	五一九
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請(三件)	五一九
平成十八年度行政書士試験の実施	五二〇
建築協定に加わる旨の届出	五二五
公安委員会	
信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五二五

告 示

山梨県告示第三百七十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年七月十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 石和温泉停車場線
- 三 道路の区域

山梨県知事 山 本 栄 彦

区 間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市大字石和町松本字三門一八八番の三地先から	旧	一七・〇	二四六・七

笛吹市大字石和町松本字前河原一七六番新 一七・〇、三〇・五 二四六・七の一地先まで

山梨県告示第三百七十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に於いて、この告示の日から平成十八年七月三十一日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長(メートル)	供用開始の期日
県道	下神内川石和温泉停車場線	笛吹市大字石和町松本字三門一〇三四番の九地先から 笛吹市大字石和町松本字三門一八八番の三地先まで	二三九・六	平成十八年七月十日

山梨県告示第三百七十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二一号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。
平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置 笛吹市石和町山崎字伊勢宮九四番一
- 二 道路の幅員 五・〇メートル
- 三 道路の延長 一九・二四メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 清里観光振興会

2 代表者の氏名 浅川力三

3 主たる事務所の所在地 北杜市高根町清里三千五百四十五番地 清里駅前観光案内所あおぞら

4 定款に記載された目的

この法人は、清里地域の広報活動、企画運営事業などを通して当該地域の観光事業の振興を図り、併せて商工業の発展と真に豊かなまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年六月二十七日から同年八月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 さくらハウス石和

2 代表者の氏名 關本里枝

3 主たる事務所の所在地 笛吹市石和町市部四百四十八番地

4 定款に記載された目的

この法人は、在宅の精神障害者、及び精神的な問題のために社会適応の困難な者

に対し、小規模作業所の運営による生活支援、及び就労支援事業等を通じて、自立支援、社会復帰の促進を図り、精神障害者とその家族の福利の増進、及び地域福祉の発展に寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成十八年六月二十七日から同年八月二十六日まで

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があつた。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 申請のあつた年月日 平成十八年六月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人 エイシス

2 代表者の氏名 小俣芳彦

3 主たる事務所の所在地 甲府市和田町二千九百五十一番地二十八

4 定款に記載された目的

この法人は、すべての人々を対象に、自発的な芸術文化活動を支援していくとともに、活力あるコミュニティのとれた地域社会を実現していくため、地域に根ざした参加型事業や様々なジャンルの音楽などの鑑賞事業を行い、心豊かに暮らせる地域社会づくりと県民文化の増進に寄与する。

三 縦覧期間 平成十八年六月二十七日から同年八月二十六日まで

● 平成十八年度行政書士試験の実施

財団法人行政書士試験研究センター理事長から、次のとおり通知があつた。
平成十八年七月十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

行政書士法（昭和二十六年法律第四号）第四条第一項の規定により山梨県知事から委任された行政書士試験について、行政書士試験の施行に関する定め（平成十一年自治省告示第二百五十号）第八に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月十日

財団法人行政書士試験研究センター
理事長 池ノ内 祐 司

- 1 試験期日 平成18年11月12日(日)午後1時から午後4時まで
 2 試験場所 甲府市酒折二丁目4番5号 山梨学院大学
 3 試験の科目及び方法
 (1) 試験科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)	憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。
行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

※ 商法については、平成18年4月1日現在施行されている法令に関して出題しますが、会社法(平成17年法律第86号)により実質的な改正が行われた部分については、原則出題しないものとします。

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とします。

※ 記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで

イ 受付場所 (財)行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒により配達記録郵便で郵送してください(あて先は印刷されています。)。9月8日の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布場所についてはオをご覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内をご覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

① 郵送配布

○ 配布期間 平成18年8月7日(月)から8月31日(木)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、あて先明記の返信用封筒(角2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同

封した上、封筒の表に「行政書士試験願書請求」と朱書きして、下記あて先まで郵便で請求してください。(8月31日必着のこと)

- 名称 (財)行政書士試験研究センター
- 住所 〒100-8799 東京中央郵便局留

② 窓口配布

- 配布期間 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)まで
- 配布場所
 - ・山梨県行政書士会
甲府市丸の内1-9-11 山梨県民会館3階
(土、日を除く午前9時から午後5時まで)
 - ・山梨県総務部私学文書課
甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階
 - ・峡東地域県民センター
塩山市上塩後1239-1 東山梨合同庁舎
 - ・峡南地域県民センター
南巨摩郡鵜沢町771-2 南巨摩合同庁舎
 - ・中北地域県民センター
韮崎市本町4-2-4 北巨摩合同庁舎
 - ・富士・東部地域県民センター
都留市田原3-3-3 南都留合同庁舎
(土、日を除く午前8時30分から午後5時まで)
 - ・山梨県県民情報プラザ
甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ1階
(土、日を含む午前8時30分から午後5時まで)

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

- ① (財)行政書士試験研究センターのホームページ(<http://gyosei-shiken.or.jp>)からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

イ 受験手数料の払込み

- ① 受験手数料(7,000円)の払込みはクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)による決裁のみとなります。
- ② 利用できるクレジットカード
 - VISA・Master・UC
- ③ 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

- ① 平成18年8月7日(月)から9月8日(金)午後5時まで
この出願システムは、9月8日(金)午後5時で終了します。接続中(入力中)であっても申込みができなくなりますのでご注意ください。
- ② 最終日(9月8日)は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んで

ください。

(3) 連絡先（問い合わせ先）

（財）行政書士試験研究センター

電話番号 03-5251-5600

5 特例措置の実施

身体の機能に著しい障害のある方は、障害の状況により必要な措置を講ずることがありますので、受験申込みに先立って必ず連絡先へご相談ください。平成18年度から、全盲等重度の視覚障害のある方にも対応できるよう点字試験を導入します。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 日 時 平成19年1月29日（月） 午前9時

(2) 方 法 （財）行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を公示（掲示）します。なお、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送します。また、（財）行政書士試験研究センターホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

建築協定に加わる旨の届出
 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十五条の二第二項の規定により、双葉・響が丘（第二期）建築協定（建築協定認可第十九号）に加わる旨の届出があった。
 平成十八年七月十日

山梨県知事 山本 栄彦

公安委員会

山梨県公安委員会告示第六十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十八年七月十日

山梨県公安委員会

委員長 丸 茂 紀 彦

別表第一中

四五	甲府市相生三丁目一八番一号先 （国道三五八号と芋洗川北通り線との交差点）	相生小西北	平六・九・一一 告示 第三五号
----	---	-------	-----------------------

四五	甲府市相生三丁目一八番一号先 （国道三五八号と芋洗川北通り線との交差点）	甲府市自治研 修センター東	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	------------------	----------------------

五八	甲府市相生三丁目六番三二号先 （国道三五八号と市道三吉代官線と市道二十人（B）線との交差点）	相生小西南	平六・九・一一 告示 第三五号
----	---	-------	-----------------------

五八	甲府市相生三丁目六番三二号先 （国道三五八号と市道三吉代官線と市道二十人（B）線との交差点）	光澤寺西	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	------	----------------------

八六	甲府市丸の内三丁目一四番一五号先（市道朝日西青沼線と市道春日飯田線との交差点）	穴切小入口	六二・一一・二六 告示 第三八号
----	---	-------	------------------------

八六	甲府市丸の内三丁目一四番一五号先（市道朝日西青沼線と市道春日飯田線との交差点）	穴切神社入口 南	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	-------------	----------------------

一一五	甲府市宝一丁目二五番七号先 （市道朝日西青沼線と市道橘飯田線との交差点）	春日小西	五九・一一・一五 告示 第五三号
-----	---	------	------------------------

一一五	甲府市宝一丁目二五番七号先 （市道朝日西青沼線と市道橘飯田線との交差点）	舞鶴小西	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-----	---	------	----------------------

一一二	甲府市宝二丁目九番七号先（市道と市道との十字路交差点）	穴切小学校南	平五・七・八 告示 第二八号
-----	-----------------------------	--------	----------------------

一一二	甲府市宝二丁目九番七号先（市道と市道との十字路交差点）	相川二の橋東	平成一八年七月一〇日
-----	-----------------------------	--------	------------

道と市道との十字路交差点)

告示第六四号

二四三 甲府市高畑二丁目一八番七号先
(市道高畑西条線と市道悠起田
本線との交差点)

ハイツ清国前

平九・三・一七
告示
第一九号

二四四 甲府市高畑二丁目一番一号先
(市道高畑西条線)

マンゲン甲府
南西給油所前

平九・三・一七
告示
第一九号

二四五 甲府市上石田三丁目五番一号先
(市道高畑西条線と市道南西二
号線と市道千秋橋高畑線との交
差点)

若尾商店前

平九・三・一七
告示
第一九号

二四三 甲府市高畑二丁目一八番七号先
(市道高畑西条線と市道悠起田
本線との交差点)

沼川橋バス停

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

二四四 甲府市高畑二丁目一番一号先
(市道高畑西条線)

石田小バス停

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

二四五 甲府市上石田三丁目五番一号先
(市道高畑西条線と市道南西二
号線と市道千秋橋高畑線との交
差点)

沼川中橋西

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

三八 北巨摩郡須玉町二日市場
(国道一四一号线と旧国道一四
一号线との交差点)

小手佐交差点

五一・七・一三

三八 北杜市須玉町若神子二、五〇六

小手指

平成一八年七月一〇日

番地一先(国道一四一号と市道
との交差点)

告示第六四号

七 山梨市万力一、一八番地先(国
道一四〇号線と県道上万力南
線と市道との交差点)

万力十字路

四七・八・四

七 山梨市万力一、一六七番地先(国
道一四〇号と県道上万力南線
と市道との交差点)

万力十字路

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

一四 東山梨郡大和村初鹿野一、九七
七番地先(国道二〇号線)

大和運送前

五一・一〇・一一

一四 甲州市大和町初鹿野一、九七七
番地先(国道二〇号線)

丸林橋西

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

一六 東山梨郡大和村日影二〇四番地
の五先(国道二〇号線と県道日
影笹子線との交差点)

大和給油所前

五二・八・一〇

一六 甲州市大和町日影二〇四番地の
五先(国道二〇号と県道日影笹
子線との交差点)

大和橋西詰

平成一八年七月一〇日
告示第六四号

一八	塩山市上於曾一、二三四番地先（国道四一―号線と市道上於曾向岳寺線との交差点）	正直屋前	五一・九・二四
----	--	------	---------

一八	甲州市塩山上於曾一、二三四番地先（国道四一―号線と市道上於曾向岳寺線との交差点）	町屋	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	--	----	----------------------

二四	東山梨郡勝沼町勝沼三、〇二―番地先（国道二〇号線と町道との交差点）	勝沼町役場入口	五三・三・二八
----	-----------------------------------	---------	---------

二四	甲州市勝沼町勝沼三、〇二―番地先（国道二〇号と市道との交差点）	勝沼総合局入口	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---------------------------------	---------	----------------------

四一	塩山市上塩後二四〇番地先（県道万力小屋敷線と県道下塩後牛奥線及び塩山市道との十字路交差点）	塩山中央公民館前	平三・三・二五 告示 第九号
----	---	----------	-------------------

四一	甲州市塩山上塩後二四〇番地先（県道万力小屋敷線と市道下塩後牛奥線及び市道との十字路交差点）	甲州市民文化会館前	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	-----------	----------------------

四六	塩山市上井尻九四四番地先（市	向岳寺西	平七・二・二〇
----	----------------	------	---------

	道と市道との十字路交差点）		告示 第九号
--	---------------	--	--------

四六	甲州市塩山上井尻九四四番地先（市道同士の十字路交差点）	向嶽寺西	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	-----------------------------	------	----------------------

七八	富士吉田市上吉田字剣丸尾五、五九七番地の一先（県道河口湖富士線と東富士道路河口湖IC取付道路との丁字路交差点）	東富士道路河口湖IC入口	六一・一・二三 告示 第一号
----	---	--------------	-------------------

七九	南都留郡河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の一先（県道河口湖富士線と富士スバルラインとの丁字路交差点）	東富士道路河口湖IC西	六一・一・二三 告示 第一号
----	---	-------------	-------------------

七八	富士吉田市上吉田字松山五、五九七番地の一先（県道富士河口湖富士線と東富士五湖道路富士吉田IC取付道路との丁字路交差点）	東富士五湖道路富士吉田IC入口	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	-----------------	----------------------

七九	南都留郡富士河口湖町船津字剣丸尾六、六六三番地の一先（県道富士河口湖富士線と富士スバルラインとの丁字路交差点）	東富士五湖道路富士吉田IC西	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
----	---	----------------	----------------------

に改める。
別表第三中

四三二	町道 富士川三号线 青柳一	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地（日本精密东侧）から南巨摩郡増穂町大柵一九五番地	大型自動車、大型特殊自動車	終日	鵜沢	平七・一・二一 告示 第六一号
-----	---------------	--------------------------------------	---------------	----	----	--------------------

七号線	の先(市川鉄工所)	車			
	(二、二〇〇メートル)				

四三二	削除			南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----	----	--	--	----	---------------------

四三五	町道	中巨摩郡玉穂町成島一、七三九番地の先から中巨摩郡玉穂町下河東一番地の二先(琴音食堂西方四〇メートル先・交差点)まで(三五〇メートル)	車両(農耕作業用車を除く)	七時から九時まで	南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----	----	--	---------------	----------	----	---------------------

四三五	削除			南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----	----	--	--	----	---------------------

六二四	県管理用道路	中巨摩郡玉穂町下河東五〇九番地の先(医大東側)から中巨摩郡玉穂町下河東五一二番地の二先(帝京山梨看護専門学校玉穂カンファレンスハウス北側)まで(一三〇メートル)	車両(農耕作業用車を除く)	七時から九時まで	南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----	--------	--	---------------	----------	----	---------------------

六二五	農道	中巨摩郡玉穂町成島二、〇四九番地の三先(山梨中央銀行「医大前支店」東側)から中巨摩郡玉穂町成島二、〇二九番地の二先まで(一三〇メートル)	車両(農耕作業用車を除く)	七時から九時まで	南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
-----	----	--	---------------	----------	----	---------------------

六二四	削除			南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号
六二五	削除			南甲	平成一八年七月一日 告示第六四号

に改める。
別表第四中

五二二	国道一三七号(上黒駒バイパス流入路)	笛吹市御坂町上黒駒二、〇二五番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地二先まで(三五メートル)	車両	車両進行南から北を経て西へ終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
-----	--------------------	---	----	-----------------	----	----------------------

五二二	国道一三七号(上黒駒バイパス流入路)	笛吹市御坂町上黒駒二、〇二五番地先から笛吹市御坂町上黒駒一、八八二番地二先まで(三五メートル)	車両	車両進行南から北を経て西へ終日	笛吹	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
五二三	市道	北杜市小淵沢町上笹尾二、五三八番地五四先	車両	車両進行南から北	長坂	平成一八年七月一日

	から北杜市小淵沢町上 笹尾二、五三八番地六 三先（自動車修理作業 場）まで（八二メート ル）	へ終日	告示第六四号
--	--	-----	--------

に改める。
別表第六中

一三三	国道 四一 号線	塩山市上於管一、七 六四番地先（大丸八 チンコ店前）	西進す る車両 （軽車 両を除 く。）	終日	塩山	五二・二・四 五号
-----	----------------	----------------------------------	---------------------------------	----	----	--------------

一三三	削除				塩山	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-----	----	--	--	--	----	--------------------------

四九四	国道一 三七号 （上黒 駒バイ パス）	笛吹市御坂町上黒駒 二、二六四番地三先	富士河 口湖町 方面へ 南進す る車両	終日	笛吹	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号
-----	---------------------------------	------------------------	---------------------------------	----	----	--------------------------

四九四	国道一 三七号 （上黒 駒バイ パス）	笛吹市御坂町上黒駒 二、二六四番地三先	富士河 口湖町 方面へ 南進す る車両	終日	笛吹	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号
四九五	国道五 二号（ 甲西道）	南アルプス市野牛島 一、一二七番地先（ 野牛島北交差点）	西進す る車両	終日	南アル プス	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号

（路）						
-----	--	--	--	--	--	--

に改める。
別表第十中

一、三七六	国道二 〇号	北都留郡上野原町上野原三、八 三〇番地先（上野原署東交差点 ）	二	上野 原	平成一六年四月 八日 告示第二号
-------	-----------	---------------------------------------	---	---------	------------------------

一、三七六	国道二 〇号	上野原市上野原三、八三〇番地 先（上野原署東交差点）	三	上野 原	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-------	-----------	-------------------------------	---	---------	--------------------------

一、八八四	国道 五二号 線	南巨摩郡身延町波木井二五九番 地の一先	一	南部	五一・九・二七 三三三号
-------	----------------	------------------------	---	----	-----------------

一、八八四	削除			南部	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-------	----	--	--	----	--------------------------

五、一六八	市道南 裏線	上野原市上野原三、七七九番地 先（上野原市役所東側）	一	上野 原	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号
-------	-----------	-------------------------------	---	---------	--------------------------

五、一六八	市道南 裏線	上野原市上野原三、七七九番地 先（上野原市役所東側）	一	上野 原	平成一八年六月 二二日 告示第六〇号
-------	-----------	-------------------------------	---	---------	--------------------------

五、一七九	市道	甲府市丸の内二丁目三七番四号先(丁字路交差点)	一	甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七〇	市道	甲府市下向山八七二番地の一先(丁字路交差点)	一	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七一	県道甲斐中央線	甲斐市名取三三四番地先(名取温泉西側丁字路交差点)	一	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七二	市道	甲斐市下今井一、七三七番地先(自性院南側丁字路交差点)	一	葦崎	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七三	町道	南巨摩郡増穂町天神中條二八四番地六二先(農地北側十字路交差点)	一	鵜沢	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七四	町道	南巨摩郡身延町波木井二番地先(八幡神社前丁字路交差点)	一	南部	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七五	国道三〇〇号	南巨摩郡身延町北川二、〇二六番地先(丁字路交差点)	一	市川	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七六	市道市民総合体育館入口線	山梨市上石森六六五番地の二先(温水プール西側丁字路交差点)	一	日下部	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七七	市道市民総合体育館入口線	山梨市上石森一、三七六番地先(世田谷製作所北側丁字路交差点)	一	日下部	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一七八	市道	塩山市上塩後一、二七九番地先(市営上塩後団地前丁字路交差点)	一	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

五、一七九	国道四一〇号	甲州市勝沼町等々力二一〇番地先(十字路交差点)	一	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一八〇	国道四一〇号(塩山バイパス)	甲州市塩山熊野九八二番地先(十字路交差点)	一	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、一八一	市道殿田線	大月市賑岡町強瀬一、二二四番地先(中央自動車道陸橋下十字路交差点)	一	大月	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

に改める。
別表第十四中

一、六三七	国道一四〇号(西関東連絡道路・オンランプ)	笛吹市春日居町下岩下二九六番地先(下り下岩下オンランプ起点部)から笛吹市春日居町徳條一〇一番地先(上り下岩下オンランプ終点部)まで	二五二	自動車	日下部 平成一七年一月一日 告示第一〇五号
-------	-----------------------	---	-----	-----	-----------------------------

一、六三八	市道櫛形甲西	南アルプス市落合八八五番地先(落	八八〇	車両(原付)	南アルプス 平成一八年七月一
-------	--------	------------------	-----	--------	-------------------

増穂線	合駐在所西交差点 から南アルプス 市落合四四四番地 一先までの両側		けん引 を除く	ス	○日 告示第六 四号
-----	--	--	------------	---	------------------

に改める。
別表第十五中

四五二	国道五 号(一 甲西道 路)	南アルプス市野牛島 一、四一三番地先 (双田橋南交差点)か ら甲斐市下今井九一 二番地二先(双田道 交差点)までの両側	一、三六〇	車両	終日	南ア ルプ ス 葦崎 六号	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
-----	-------------------------	--	-------	----	----	---------------------------	-----------------------------------

を

四五二	国道五 号(二 甲西道 路)	南アルプス市野牛島 一、四一三番地先 (双田橋南交差点)か ら甲斐市下今井九一 二番地二先(双田道 交差点)までの両側	一、三六〇	車両	終日	南ア ルプ ス 葦崎 六号	平成一七 年一〇月 二〇日 告示第九 六号
四五三	県道富 士川身 延線	南巨摩郡身延町大島 四、一八五番地先か ら南巨摩郡身延町大 島地内(扶桑建設資 材置場先)までの両 側	一、一七〇	車両	終日	南部	平成一八 年七月一 〇日 告示第六 四号

に改める。
別表第十六中

七六〇	県道 市川大 門 線	西八代都市川大門町黒沢八九六 番地の一先		市川	四九・四・一一 一六号
-----	------------------	-------------------------	--	----	----------------

を

七六〇	削除		市川	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-----	----	--	----	--------------------------

に

二、九四二	市道	甲府市大里町二、三三九番地の 一先東側	南甲府	五三・三・二三 一〇号
-------	----	------------------------	-----	----------------

を

二、九四二	削除		南甲府	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-------	----	--	-----	--------------------------

に

三、四九六	農道 (上原 一 号線)	西八代都市川大門町上原四、七 一二の一先	市川	五四・三・三〇 一九号
-------	-----------------------	-------------------------	----	----------------

を

三、四九六	削除		市川	平成一八年七月 一〇日 告示第六四号
-------	----	--	----	--------------------------

に

三、四九八	農道 上原三 号線	西八代都市川大門町上原四、八 六〇の一先	市川	五四・三・三〇 一九号
-------	-----------------	-------------------------	----	----------------

を

三、四九八	削除		市川	平成一八年七月 一〇日
-------	----	--	----	----------------

五、二四四	削除	大月	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、二四四	県道 朝日小 沢猿橋 線	大月	大月市猿橋町猿橋一四三番地先 五七・一〇・八 四二号
三、五二九	削除	市川	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
三、五二九	広域農 道	市川	西八代郡市川大門町下大鳥居八 四の一先 五四・三・三〇 一九号
三、五〇〇	削除	市川	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
三、五〇〇	町道 (四尾 連湖線)	市川	西八代郡市川大門町西平塩五、 三二五の一先 五四・三・三〇 一九号

五、三〇三	削除	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、三〇二	削除	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、三〇五	町道	南甲府	東八代郡中道町大字上曾根字町 田二九五番地の一先(公団用 地北側側道を西進する車両)
五、三〇四	町道	南甲府	東八代郡中道町大字上曾根字西 沼三五―三番地の一四先(公団 用地北側側道を東進する車両)
五、三〇三	町道	南甲府	東八代郡中道町大字上曾根字西 沼三五―三番地の六一先(公団 用地北側側道を西進する車両)
五、三〇二	町道	南甲府	東八代郡中道町大字上曾根字下 瀬古三三六八番地の九三先(公 団用地北側側道を東進する車両)
五、三〇〇	削除	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、三〇〇	町道	南甲府	東八代郡中道町大字上曾根字堰 向一三〇八番地の一先(公団用 地西側側道を東進する車両)

五、三〇四	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、三〇五	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

五、三二五	町道	東八代郡中道町大字上曾根字久保田二六四〇番地先(公団用地カルバートボックス「一宮御坂五〇」北側を北進する車両)	南甲府	五七・一〇・八四二号
-------	----	---	-----	------------

五、三二五	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-------	----	--	-----	----------------------

五、三二七	町道	東八代郡中道町大字上曾根字久保田二六七五番地の二先(東側を北進する車両)	南甲府	五七・一〇・八四二号
五、三二八	町道	東八代郡中道町大字上曾根字久保田二六九四番地の一先(公団用地カルバートボックス「一宮御坂五〇」南側を南進する車両)	南甲府	五七・一〇・八四二号

五、三二七	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、三二八	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

				一〇日 告示第六四号
--	--	--	--	---------------

五、三三三	町道	東八代郡中道町大字上曾根字前田四九二番地の一先(北側側道を西進する車両)	南甲府	五七・一〇・八四二号
-------	----	--------------------------------------	-----	------------

五、三三三	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-------	----	--	-----	----------------------

五、三三六	町道	東八代郡中道町大字上曾根字前田四九三番地先(公団用地カルバートボックス「一宮御坂四九」南側を南進する車両)	南甲府	五七・一〇・八四二号
-------	----	---	-----	------------

五、三三六	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-------	----	--	-----	----------------------

五、五二六	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字西天徳二五五〇番地先(公団用地カルバートボックス「勝沼八」南側を北進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五二七	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字大築地二七七七番地先(公団用地北側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号

五、五四〇	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字上ノ原二一三四番地先(公団用地)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五三四	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五三四	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字下大森二九四四番地の一先(公団用地カールバートボックス「勝沼六」南側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五二九	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五二九	町道	東山梨郡勝沼町大字下岩崎字大築地二八五三番地の一先(大築地橋北側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五二七	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五二六	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

五、五四八	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字長尾二六五五番地の一先(公団用地北側を南進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五四七	町道		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五四五	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五四五	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字大沢二五四八番地先(公団用地北側を西進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五四二	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
五、五四二	町道	東山梨郡勝沼町大字上岩崎字上ノ原二一二五番地先(駒井沢橋下北側を北進する車両)	塩山	五七・一〇・八四二号
五、五四〇	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
				南側を西進する車両)

五、五六二	削除	塩山	平成一八年七月	五、五六二	町道	塩山	五七・一〇・八四二号	五、五六三	町道	塩山	五七・一〇・八四二号	五、五四七	削除	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号	五、五四八	削除	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号	尾二七一―番地の一先(公団用地北側を南進する車両)	四二号
				東山梨郡勝沼町大字上岩崎字観現平三〇―番地の一先(公団用地カルバートボックス「料金所下」南側を南進する車両)				東山梨郡勝沼町大字上岩崎字随音二九一六番地の一先(公団用地南側を北進する車両)													

六、八六一	削除	塩山	平成一八年七月一〇日	六、六〇四	削除	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号	六、六〇四	市道	南甲府	六〇・一二・一四七号	五、八四七	削除	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号	五、八四七	町道	塩山	五八・六・一七三七号	五、五六三	削除	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
				東山梨郡勝沼町下岩崎二、七五三番地の一先				甲府市国母三丁目二番八号先															

				告示第六四号
--	--	--	--	--------

八、二五六	町道	東八代郡中道町下向山字山田八七八番地先(中道町有地北西角)	南甲府	平成一八年七月三二日
-------	----	-------------------------------	-----	------------

八、二五六	削除		南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
-------	----	--	-----	----------------------

一〇、三六六	町道	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の一先(旭橋北詰十字路交差点・東進車両)	鵜沢	平成一四年一月三一日 告示第四号
一〇、三六七	町道	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の一先(旭橋北詰十字路交差点・西進車両)	鵜沢	平成一四年一月三一日 告示第四号

一〇、三六六	町道	南巨摩郡鵜沢町一八一番地の一〇先(東進車両)	鵜沢	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一〇、三六七	町道	南巨摩郡鵜沢町三四〇番地の一〇先(西進車両)	鵜沢	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

一〇、三八六	町道	中巨摩郡榑形町小笠原九八五番地先(あやめ橋北詰・北進車両)	小笠原	平成一四年四月四日 告示第一八号
--------	----	-------------------------------	-----	---------------------

一〇、三八六	削除		南アルプス	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
--------	----	--	-------	----------------------

一〇、六三二	国道四一〇号(塩山バイパス)	塩山市熊野一、〇三〇番地一先(東側丁字路交差点・北進車両)	塩山	平成一五年六月一二日 告示第三八号
--------	----------------	-------------------------------	----	----------------------

一〇、六三二	削除		塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
--------	----	--	----	----------------------

一一、〇六〇	市道	富士吉田市新倉三、〇二五番地の三先(南進車両)	富士吉田	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
--------	----	-------------------------	------	----------------------

一一、〇六〇	市道	富士吉田市新倉三、〇二五番地の三先(南進車両)	富士吉田	平成一八年六月二二日 告示第六〇号
--------	----	-------------------------	------	----------------------

一一、〇六一	県道甲斐中央線	甲斐市名取三二四番地先(名取温泉西側交差点・南進車両)	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
--------	---------	-----------------------------	-----	----------------------

一一、〇六二	市道	甲府市宮原町一、二五七番地の三先(セブンイレブン宮原町店南側・東進車両)	南甲府	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
--------	----	--------------------------------------	-----	----------------------

一一、〇六三	市道	甲府市下向山町八七四番地の四先(西進車両)	南甲府	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六四	市道	南アルプス市落合九〇六番地一先(東進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六五	市道	南アルプス市落合九二四番地一先(西進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六六	市道	南アルプス市落合九五六番地一先(東進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六七	市道	南アルプス市落合九五九番地一先(西進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六八	市道 増穂線 形甲西	南アルプス市落合四四〇番地先(南進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇六九	市道	南アルプス市上今諏訪四六一番地三先(南進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七〇	市道	南アルプス市桃園一、六〇〇番地先(櫛形コミュニティプール南側・東進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七一	市道	南アルプス市小笠原九八八番地先(西進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七二	市道	南アルプス市小笠原九八六番地先(あやめ橋北詰・東進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七三	市道	南アルプス市小笠原九八六番地先(あやめ橋北詰・西進車両)	南アルプス	平成一八年七月一〇日	告示第六四号

一一、〇七四	町道	南巨摩郡増穂町小林二四八番地先(東進車両)	鰍沢	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七五	町道	南巨摩郡身延町飯富一、六二八番地先(飯富病院東側・北進車両)	鰍沢	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七六	町道	西八代郡市川三郷町黒沢四六三番地の二先(新川橋東側丁字路交差点東側・南進車両)	市川	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七七	市道	笛吹市境川町小黒坂一、七四五番地一先(熊野神社北側・西進車両)	笛吹	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七八	市道	笛吹市石和町八田二六一番地五先(西進車両)	笛吹	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇七九	市道 民総合 体育館 入口線	山梨市上石森六六五番地の二先(温水プール東側交差点・北進車両)	日下部	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇八〇	市道 民総合 体育館 入口線	山梨市上石森一、三七六番地先(世田谷製作所北側交差点・北進車両)	日下部	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇八一	市道	甲州市塩山三日市場二、七〇六番地四先(北進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇八二	市道	甲州市塩山三日市場三、一三七番地先(南進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日	告示第六四号
一一、〇八三	市道	甲州市塩山千野三、四〇六番地先(西進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日	告示第六四号

一一、〇八四	市道	甲州市塩山千野三、二五八番地先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇八五	市道	甲州市塩山熊野七八四番地先(西進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇八六	市道	甲州市塩山熊野一、〇三〇番地一先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇八七	市道	甲州市塩山熊野九五〇番地先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇八八	市道	甲州市塩山熊野四三七番地先(西進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇八九	市道	甲州市塩山下於曾三三九番地一先(西進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇九〇	市道	甲州市塩山下於曾二七六番地先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇九一	市道	甲州市塩山竹森二、八四一番地二先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇九二	市道	甲州市塩山小屋敷一、四四三番地先(西進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号
一一、〇九三	市道	甲州市塩山藤木二、〇〇八番地一先(東進車両)	塩山	平成一八年七月一〇日 告示第六四号

一一、〇九四 市道
富士吉田市下吉田六〇一番地先(丁字路交差点・南進車両)
田 富士吉 平成一八年七月一〇日
告示第六四号

に改める。
別表第十九中

四七 県道
八幡積 山梨市北地内(八幡橋北詰)から山梨市北地内(八幡橋南詰)までの片側歩道(一〇〇メートル)
府線 翠寺甲
日下部 五五・一〇・六
四一號

四七 県道
之蔵山 山梨市北一八四番地先(八幡橋西詰交差点)から山梨市七日市場八六四番地先(山梨北中西交差点)までの片側歩道(五一〇メートル)
梨線 泉庵線
日下部 平成一八年七月一〇日
告示第六四号

に改める。
別表第二十五中

四 国道
四一 塩山市上萩原二、七一六番地先(裂石登山道北方三〇〇メートル先カーブ、柳沢峠方面から塩山駅方面に進行する車両)
一〇〇 塩山 五〇・一〇・六
三三號

四 削除
塩山 平成一八年七月一〇日
告示第六四号

に改める。